

Title	金融問題「先送り」の 政治行政過程（二）：一九九〇年代前半におけるアクターの認識と行動
Author(s)	上川, 龍之進
Citation	阪大法学. 2006, 55(5), p. 17-60
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55257
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

金融問題「先送り」の政治行政過程（二）

——一九九〇年代前半におけるアクターの認識と行動——

上川龍之進

目次

- 第一章 はじめに
- 第二章 一九九〇年代前半における金融政治行政過程
 - 第一節 バブル崩壊による中小金融機関の経営悪化
 - 第二節 証券会社と信託銀行の損失補填問題
 - 第三節 東邦相銀救済合併・東洋信金解体処理・太平洋銀行救済
 - 第四節 金融制度改革と証券会社・信託銀行の経営問題（以上、五五巻 五号）
 - 第五節 日本住宅金融第一次再建策
 - 第六節 一九九二年における公的資金論議
 - 第七節 兵庫銀行の救済
 - 第八節 日本住宅金融第二次再建策（以上、本号）
 - 第九節 日本銀行による抜本的対応策の実施要請

第一〇節 一九九三年から九四年にかけての公的資金論議

第一一節 東北三銀行の合併構想とその失敗

第一二節 東京二信組の破綻と東京共同銀行の設立

第一三節 コスモ信組・木津信組・兵庫銀行の経営破綻

第一四節 一九九五年における公的資金論議

第一五節 住専処理

第三章 分析——アクターの認識と行動——

第一節 大蔵省

第二節 銀行経営者

第三節 政治家

第四節 産業界

第五節 日本銀行

第四章 結論

第二章 一九九〇年代前半における金融政治行政過程

第五節 日本住宅金融第一次再建策

住宅金融専門会社（住専）の経営危機は、すでに一九九一年の時点で明らかになっていた。『週刊ダイヤモンド』は一九九一年四月二七日号で、すでに住専の経営問題の特集している。大蔵省も九二年の後半から九二年前半にかけて、住専七社に第一回の立ち入り調査を行っている。その報告書によると、住専七社の当時の融資残高は二兆二八二億円で、その二九・一％の六六三八億円がすでに不良債権と化していた。大口融資先上位五〇に限れば、融

資残高九四七五億円、そのうち五三・二%の五〇四〇億円が不良債権となっていた。報告書では、住専には担保評価額をはるかに超えた融資が散見され、しかも住専は融資先の倒産を回避するために追い貸しを行っている指摘されている。さらに報告書では、九二年三月の決算では、不動産売却益がなければ一五億円の経常赤字になり、「早晚経営問題となる」とも記されている。⁽¹⁾ 大蔵省はすでにこの時点で、住専の危機的な経営状態を認識していたのである。

大蔵省と日本銀行は、経営が悪化した住専については取引銀行に支援を求めていく姿勢を見せていた。一九九二年二月には、「大蔵省、日銀は銀行への検査、考査を通じて、住専を含むノンバンクの経営実態を主取引銀行が把握するように求めているが、『住専の経営が悪化した場合のツケは銀行に回す』というのが大蔵省、日銀のねらいと見られている」という報道がなされている。⁽²⁾

一九九一年一〇月以降、住専各社は次々と経営再建計画をまとめていった。まず、地銀生保住宅ローンの再建計画が九一年一〇月に正式決定され、⁽³⁾ 主要な株主で大口債権者でもある地方銀行と生命保険会社が、九一年度下半期から金利の減免を行った。⁽⁴⁾ 九二年三月には信託銀行系の住総と第一地銀系の総合住金で、金利減免を柱とする経営再建策がまとまった。⁽⁵⁾ 五月には富士、第一勧業、三菱、協和埼玉、住友、さくら、東海の都市銀行七行が、住宅ローンサービスの再建計画で合意、⁽⁶⁾ また長銀と野村證券が第一住宅金融の再建計画で合意、⁽⁷⁾ さらに日本興業銀行と日本債券信用銀行が日本ハウジングローンの再建計画で合意した。⁽⁸⁾ しかし、これらの再建計画は設立母体による金利減免措置が中心で、設立母体以外の融資に対しては利払いを減免することなく、継続していた。そこで、このまま母体主義が継続されるのかどうか、住専の最大手である日本住宅金融（日住金）の再建計画が注目されることになった。

日住金の再建計画の策定は難航を極めた。大蔵省の要請を受け、母体行の中でも主力行であった三和銀行が二つの再建案をまとめた。A案は、日住金を私的更生会社と位置付け、存続会社と清算会社に分離して再建するというもの、B案は、母体九行が三年間、金利を公定歩合（当時三・七五%）まで引き下げ、他の金融機関には貸出残高を維持してもらうというものだった。この再建計画について報じた『週刊ダイヤモンド』は、この両案について次のように論じている。すなわち、「ただし、B案は当面の乗り切り策であり、抜本的な再建策にはならない。このためA案が有力視されている。ところがこのA案は、返済割合を農林系統六、母体行一、一般行三としている。農林系統の返済を優先させ、農林系統の実質の元本リスクはない。それに引き換え、母体行の損失割合が大きく反発を招いているもの。例えば、融資額四七〇億円の協和埼玉銀行が約四〇〇億円、同六四〇億円の大和銀行が約五四〇億円の損失見込みなのに対し、融資額が一〇〇〇億円を超える長信銀の負担は少なく、県信連・共済連の農林系統は融資額が七二〇〇億円もあるのに、損失見込みは金利減免分の八三〇億円でしかない」。「このような案ができた背景には、三和と日住金が大蔵省から、所管の違う農林系統に負担をかけないよう要請されたことがあるようだ。農林系統の住専への融資額は巨額に上っており、融資残高シェアに心分の損失を出すと、脆弱な農林系統金融の信用不安につながりかねないとの配慮がある⁹⁾」というのである。

日住金の母体行は、三和、さくら、協和埼玉、大和、北海道拓殖、千葉、横浜、三井信託、東洋信託の九行であった。しかし、融資残高や出資時期、持ち株比率や、各行が派遣している役員・社員の数が大きく異なっており、三和銀行が圧倒的な主力行と見られていた¹⁰⁾。そのため他の母体行は、主力の三和がより大きな負担を担うのではなく、母体行九行が一律の返済割合となっていること、また農林系統が優遇されていることから、A案、B案ともに強く反対した。一方、三和銀行は、A案を選択したいと考えていた¹¹⁾。

しかし大蔵省はA案に反対した。日住金は総量規制以後、主として農林系統からの融資と抵当証券の販売により資金を調達していた。ところがA案が実施されれば、抵当証券の解約が相次ぐのではないかと大蔵省は危惧した。当時、住専は二兆円の抵当証券を発行しており、母体行の窓口で、取次ぎのかたちで販売していた。そこで取り付けが起きれば金融パニックにつながると大蔵省は考えたのである。「担当者の間ではその後、スリーセブンが語られる。平成七年（一九九五年）七月七日にほとんどの住専の抵当証券が償還を終える。だから、この日が住専処理のターニングポイントになるというわけだ」¹²⁾。つまり大蔵省は、抵当証券の取り付けが発生するのを恐れて、一九九五年七月まで住専の経営問題を先送りしようとしたのである。

一九九二年六月に日住金は、B案と同じ内容の再建策を母体行に要請した。しかし三和以外の母体行は猛反発した。「大和銀行などが主張していたのは、日住金の事実上のメインは三和銀行であり、母体行といってもおのずと責任の度合が違い、支援には格差をつけるべきだという点と、二兆三三〇〇億円の営業貸付金のうち延滞債権がピーク一兆二〇〇億円にも達する日住金を、母体行だけで再建するのは無理があり、母体行以外の金融機関にも負担してもらわなければならない」¹³⁾。母体九行といっても、三和とさくらの融資残高が二〇〇〇億円を超える一方、大和など都銀下位行と信託銀、地銀は、約三〇〇億円から七〇〇億円程度であり、バブル経済時代に日住金向け融資から得た利益には大きな違いがあった。そのため大和銀行は、融資額の少ない七行を代表して、融資額が一〇〇〇億円を超える日本興業銀行や農林中金の負担がゼロというのは納得できないと反発したのである。¹⁴⁾こうして合意がなされないまま、八月を迎えることになった。

日住金の経営問題に代表される金融不安を原因として、八月一日には日経平均株価は一時的に一五〇〇〇円を割り込み、一日には終値でも一五〇〇〇円を割り込んだ。そのため日住金再建策のとりまとめが急がれた。一一

日には、日住金の主力行である三和銀行とさくら銀行が、抵当証券の償還資金など当面の資金需要には両行で対応すること、母体行九行以外の長期信用銀行、農林系金融機関の支援参加は断念するが、翌一九九三年の一月にこれらの参加を求めて支援策を見直すことで合意したと報道された¹⁵⁾。この合意については、「関係者の利害をとりあえず調整しようという『苦肉の策』だが、住宅金融専門会社の救済問題の解決を先送りしただけとの見方は強い」と論評されている。

この案に対し、(主力行である三和・さくらを除く) 大和銀行などの母体行は依然として、「金利軽減の対象を母体行以外の長期信用銀行、農林系金融機関に広げなければ支援効果は小さい」と主張し、強く抵抗した。そこで大蔵省銀行局幹部が八月一四日に、反対派の急先鋒であった大和銀行首脳に電話をかけて合意を受け入れるよう求めた。大和銀行は渋々この支援策を受け入れた。これを受け一七日に日住金は、母体行九行に対する金利を公定歩合水準(現行三・二五%)に引き下げることと、これ以外の金融機関による融資残高を維持することを中心とした再建案を公表した。もちろんこれは暫定的な案に過ぎなかった。三和銀行は、それまでの他の母体行との交渉で、「(1) 支援内容は来年一月に見直し、農林系と長信銀にも金利軽減への参加を求める (2) その際は融資額の大小によって母体行間の金利減免幅に格差をつける (3) 日住金の資金繰りは三和とさくらで責任を持つ」と口頭で約束していたからである¹⁷⁾。

それでは大蔵省は、なぜこのような「介入」を行ったのか。大和銀行に電話をかけた銀行局幹部は、「産業界の血液と言える金融はもたれ合い構造になっており、銀行個別の自己主張が強すぎると血管が詰まり、全身への影響が大きすぎる」、「支援の遅れが日本経済全体に与える悪影響を大局的に判断した」と説明している。また「日住金の経営難は金融不安と株価下落の象徴的な存在となりつつあり、これを問題視した政府・自民党が早期解決を監督

官庁に迫ったとの政治的な事情」もあつたといふ。⁽¹⁸⁾つまり、日住金の経営問題が株価を下落させているという認識が自民党の一部の政治家の間にも広まり、彼らが住専問題に関心を抱くようになり、株価の下落を食い止めるために、その迅速な解決を望んだといふのである。

何より住専には農林系金融機関が多額の融資を行っていたため、その再建策づくりは政治的影響を受けざるを得なかった。農林系金融機関は金利を軽減することに断固として反対していた。しかし日住金の融資残高のうち、母体行のシェアは三三%にすぎず、農林系が三九%、長信銀が一二%のシェアを占めていた。そのため母体行の金利軽減だけでは日住金の再建は困難であつた。そこで三和銀行が他の母体行に口頭で約束したように、農林系などに対し金利軽減への参加を求める交渉がこれ以後進められることになるのだが、この時点ですでに、ある都銀の融資担当者が、「農林系のバックにいる農林族議員は政府・自民党への影響力が強く、参加は期待薄」と語っている。⁽¹⁹⁾

日住金で母体行以外の金利軽減が認められるかどうかは、他の住専からも注目されていた。先述した通り、他の住専はすでに母体行のみの金利軽減による再建策を打ち出していた。しかし「いずれも母体行支援の限界にぶつかつて」いた。⁽²⁰⁾すでにある有力母体金融機関は、母体行が金利をゼロにまで減免しても住専各社は他の利払い負担によって多額の欠損を計上することになり、収支を均衡させるには融資残高の大きい農林系金融機関を含めた幅広い支援体制が不可欠との試算を行っていた。⁽²¹⁾また、八月の合意以前か以後かは明らかではないものの、ある大手銀行は一九九二年に、農林系金融機関にも住専に対する金利減免に応じさせ、そのかわりに財政投融资資金や日銀貸し出しによって低利資金を供給し、その運用益で農林系の住専支援の負担を軽減するという案を、大蔵省と日本銀行に打診していたといふ。だが大蔵省と日本銀行は、民間金融機関の自己責任を強調し、あくまで取引金融機関が住専再建の最終的な責任を負うよう求め、この案を却下した。けれどもこの時点で、母体行、農林系とも経営不安

を招かない範囲に金利減免幅をとどめようとする、住専を抜本的に救済することはできないということとは明らかであった⁽²²⁾。

そこで「他の住専は『母体行主義』が崩れるかどうか『日住金待ち』の姿勢に入った⁽²³⁾。住専の最大手である日住金で母体行以外の負担が認められると、他の住専も母体行以外に負担を求めることが可能になると考えられたからである。しかし、日住金も母体行のみの金利軽減にとどまったことで、他の住専も母体行以外に金利軽減を求めるという再建築の見直しを打ち出せなくなった。「他の住専の間では『これで母体行以外に金利軽減をとりつけるのは難しくなった』(大手社長)との落胆が広がり、どの社も当面は支援策の抜本見直しは難しいとの認識が定着し」た⁽²⁴⁾という。

こうした事実関係からして、大蔵省が日住金の再建築計画の合意取り付けに介入した理由は、株価の急落による金融不安の顕在化を防ぐことに加え、住専問題が政治問題化するのを防ぐため、とりあえずの解決を急いだことにあったと考えられる。大蔵省が母体行の金利減免のみに固執したのも、農林系金融機関の経営が脆弱だったことに加え、農林系金融機関が再建築計画に反対してこれを政治問題化することを防ぐためであったと考えられる。『日本経済新聞』も、「『農林系金融に残高維持以上の負担をかければ、農林族国会議員を巻き込んだ政治問題にも発展しかねない』(長期信用銀行幹部) 状況となり、結局大蔵省は母体行支援案を押し通すことにした⁽²⁵⁾と解説している。つまり大蔵省は、住専が政治問題化することを恐れていたのである。なぜなら、大蔵省OBが経営陣に多数天下りしている「大蔵省直轄会社」の住専が経営破綻に瀕しており、そのため農林系金融機関が負担を迫られる事態になれば、農林族を中心とした政治家が大蔵省の責任を追及してくることは必至だったからである。それゆえ大蔵省は、その場しのぎの再建築で、住専の政治問題化を防いだ。住専処理はこうして先送りされたのである。

第六節 一九九二年における公的資金論議

一九九二年三月以降、株価の下落が本格化し始めた。この株価下落は銀行株の下落に端を発するもので、銀行の貸し出し債権に巨額の焦げ付きが発生していると考えられたためであった。実際に、三月末の決算が近づくにつれて、ノンバンクや不動産業者が銀行に対して、借り入れ元本の維持と金利減免を求める動きが次々と表面化していた。この株価の急落によって金融機関の所有する株の含み益が減り、そのため銀行はBISの自己資本比率規制を達成するため貸し出し資産の圧縮を図っていた。この「銀行の貸し渋り」が社会問題化し始め²⁶⁾、大蔵省は、金融不安を鎮める対策をとらざるを得なくなった。

大蔵省は、「金融機関の経営悪化懸念」といった不安心理を鎮めるため、「(1) 九二年三月期決算の業務純益など収益状況を当初予定の五月末よりも前倒しで公表する (2) これまで公表していなかった不良債権額も開示することにした²⁷⁾。四月二三日に大蔵省は、都銀・長信銀・信託銀行の不良債権は合計で七〇八兆円と推計され、そのうち二〇三兆円が焦げ付き恐れがあると発表した上で、「金融機関の経営は全く問題ない」、「実際の不良債権額は貸出金総額の一%に満たない」と主張した²⁸⁾。

しかしながら、このことを報じた『日本経済新聞』には、以下のような論評も掲載されている。すなわち、「大蔵省が七兆―八兆円とした延滞債権は利払いが六カ月以上滞っている債権元本の総額で、銀行が抱えている問題債権の一部にすぎないとの指摘がある。銀行株下落のきつかけのひとつとなったソロモン・ブラザーズ・アジア証券のリポートは『都長銀、信託銀で二十兆円を下らない』と指摘、大手銀行でも問題債権は全国銀行ベースで約三十兆円、うち五兆円が担保割れと試算している。いずれも将来貸し倒れ、延滞が予想される問題債権の総額で、六カ月以上利払いが滞っている延滞債権のみを問題とした大蔵省より広く問題債権をとらえている」、「現在、銀行は問

題取引先に利払い資金を融資する『追い貸し』をして延滞の発生を避け、担保処分を意図的に遅らせている。『こ五年ぐらいは金利減免と利払い猶予で株式、不動産の市況回復をじっと待つしかない』（長期信用銀行幹部）という苦しい選択肢しかないのが今の銀行の実情といえる²⁹』。

この記事からもわかるように、当時の金融機関は「追い貸し」によって不良債権の処理を先送りしていた。そして大蔵省は、住専などの金利減免先や、延滞期間が六ヶ月以内の債権を不良債権には含めず、「延滞債権」のみを不良債権と定義つけた。そうすることで低く見積もられることになった不良債権の額を公表して、銀行株の低落をとどめようとしたのである。

日本銀行も大蔵省と同様の対応をとった。四月三日の記者会見で三重野は、「日本の金融システムが揺らぐというような事態に陥るとは考えていない」と発言している。ところが四月二日の日本銀行支店長会議では、日本銀行首脳が、「われわれは戦後初めて、通貨価値の安定と信用秩序維持という日本銀行の二大使命に対して、同時に二正面作戦で臨まなければならない局面にきている」と語っていた³⁰。つまり三重野の発言も、大蔵省の発表と同じく、金融不安を鎮めるためになされたものであり、不良債権の実態を反映したものではなかった。

日本銀行は、金融機関の経営を支援するために、公定歩合を引き下げ続けた。一九九一年二月三〇日には、予算編成直後という異例の時期に公定歩合を五%から四・五%に引き下げた。この引き下げについて三重野は、九二年初めの日本銀行幹部会議で「外には一切言えないが、隠れた狙いは金融機関のバックアップです」と語っていた³¹。九二年四月一日には公定歩合は四・五%から三・七五%へと引き下げられた。さらに七月二七日には三・二五%へと引き下げられた。その上、日本銀行は同日、資金需給の不足分を上回る資金供給を全額貸し出して実施し、無担保コール翌日物金利の大幅な低下を促した。この利下げも、金融機関の収益を下支えすることが目的で

あったという。一連の金融緩和について、ある都市銀行系調査機関の幹部は、「三重野さんは口が裂けても言えないが、信用秩序への不安感もあるのは間違いない」と語っている⁽³²⁾。大蔵大臣の羽田孜も、「(引き下げは) 金融機関の健全性回復にも役立つ」、 「国民はある程度の資産を確保している。今はむしろ不安を起こしてしまうところに手をさしのべ、いやしてやるのが大事」と発言している⁽³⁴⁾。

もともと三重野は、利下げが銀行救済のためのものだと決して認めず、あくまで金融機関の自助努力による経営改善を求めた。七月二八日の月例経済報告閣僚会議では、「一部で今回の引き下げは金融機関救済のためではないかと言われているが、そんなことはない。金融機関の問題解決には、あくまで各機関の身を削るような努力が大切だ」と述べている⁽³⁵⁾。

こうした動きにもかかわらず金融不安は解消されず、株価は下落し続けた。八月一日には株価は終値で一五〇〇〇円台を割り込み、経済界、そして政治家も株価対策が必要だという認識を深めた。一日の閣議でも、株価下落をどめるための対応をとるべきだとの声が上がっていた。しかし経済界や政治家には、経済そのものを立て直そうという発想は薄く、政府の介入など、すぐにできるその場しのぎの応急措置で株価を支えようという発想が強かったという⁽³⁶⁾。この発想を具体化したのが、後に実施される、郵便貯金や年金資金を用いて株式を購入し株価の維持を図る、いわゆるPKO (プライス・キープینگ・オペレーション) だと言えよう。つまり、この時点で大半の政治家は、金融機関の不良債権問題の深刻さを十分には認識していなかったのである。

しかし、住専に代表される金融問題の深刻さ、その重大さを認識していた政治家がいた。首相の宮沢喜一である。宮沢は八月一日から夏休みをとり、軽井沢の別荘にいた。一日には全国戦没者追悼式に出席するために一時帰京し、その際に経済団体連合会(経団連) 会長の平岩外四(東京電力会長) と会談した。公的資金導入についての

財界の意向を探るのが目的で、加藤紘一官房長官も同席した。宮沢が平岩に「どうも金融が正常じゃないと思うんです。どう対策を打ったらいいですかなあ」と語ると、平岩は「もう少し様子を見てもしよろしいのではないですか。(金融界も)自分の力で解決すると言っていますし……」と答えたという。日本経済新聞社編『検証バブル 犯意なき過ち』によると、この平岩の発言には伏線があったという。当時、経団連評議員会議長だった富士銀行相談役の松沢卓二が、政府の関与を強く嫌い、経団連の会合などで公的な関与は必要ないと繰り返し主張していたのである。⁽³⁷⁾

その一方で、宮沢は軽井沢から三重野日本銀行総裁に何度か電話をかけていた。「三重野君、ちょっと危なくなつたなあ」、「総理、日銀としてはあらゆる手段を用意します。ご相談に応じます」といった会話をかわしていたという。二人は公的資金について細かな打ち合わせをしていたわけではない。しかし「必要な手は打つ」という基本認識は一致していた。宮沢は周囲に、「いつでも日銀のポケットからはカネを出せるようにしてある」と語っていたというし、三重野も「金融システムの危機に苦悩しており、金融安定化のため、必要があれば日銀特融(特別融資)の発動も辞さない腹を固めていた」という。⁽³⁸⁾

そうした中の八月一七日に、宮沢喜一首相が滞在する軽井沢の別荘に、大蔵省から出向していた秘書官の中島義雄が駆けつけた。宮沢は中島に、自ら帰京して東京証券取引所を緊急閉鎖し、日本の金融システム危機を国民に告げ、不良債権の処理に公的資金を投入するという考えを述べた。それに対し中島は、帰京を踏みとどまるよう宮沢を説得した。その際に中島は、大蔵省銀行局が用意した「金融行政の当面の運営方針」と題するペーパーを示した。そのペーパーの目玉は、公的資金ではなく、民間銀行の資金を原資として金融機関の担保不動産を購入する、土地の買い取り機構の設置を検討するというものであった。また株価対策として、利益確保のために株式を売却する

「益出し」を抑制するよう銀行に求めることや、株式の評価損の償却を九月中間決算では見送ることを容認するといった内容も含まれていた。中島は粘って宮沢を説得した。一八日に大蔵省は、この「金融行政の当面の運営方針」を発表した。⁽³⁹⁾

この「金融行政の当面の運営方針」の策定に先立ち、大蔵省は日本興業銀行、三菱銀行、住友信託銀行の各銀行の常務たちに、金融安定に必要な対策を考えるよう求めた。興銀と住友信託は、住専七社を集約し、損失処理に公的資金を使う案を、三菱銀行は、アメリカの整理信託公社 (RTC) のような公的資金を使った不良債権買い取り機構の設置を提案した。だが大蔵省は、三菱銀行の三木繁光常務を、「公的資金なんていうことをゆめゆめ言い出さないように」と強くたしなめ、興銀の常務には、「(公的資金を前提にする) こんな非現実的な案しか考えられないんですかねえ」と皮肉を浴びせたという。⁽⁴⁰⁾

しかし、この「金融行政の当面の運営方針」に「民間金融機関の協調による担保不動産の流動化方策の検討」という文言が盛り込まれたこともあり、金融機関が抱える不良債権の担保となっている不動産を金融機関が共同出資でつくる買い取り機関によって処分する構想が動き出した。

金融機関はこの構想に積極的であった。しかし銀行側にとっては、「日本銀行からの低利融資や財政投融資の活用などの形で公的資金が導入されることが」この構想の前提となっていた。⁽⁴¹⁾以後、新聞紙上では、公的資金の投入を求める匿名の銀行幹部の発言が掲載され続ける。『朝日新聞』八月二〇日付朝刊では、ある大手都市銀行幹部が、「我々の出資だけで機関を設けるのなら、個別の子会社でやるのとかわからない。不良債権を自分のカネで引き取るのでは、処分は進まない」と語っている。⁽⁴²⁾翌二二日付『朝日新聞』朝刊は、全国銀行協会連合会(全銀協)の会長行である三菱銀行と日本興業銀行が、大蔵省の指示を受け、買い取り機関の具体案作りを進めていること、そして

銀行業界は買い取りの原資について、「民間資金だけで処理するには限界があるし、公的資金がでないのなら、個別に買い取り会社をつくるのと変わらず、不良債権の処理は進まない」として、財政投融资や日銀の低利融資の活用など公的資金の導入を政府に強く迫ることになりそうだと報じている。⁽⁴³⁾『日本経済新聞』一二二日付朝刊では、ある都銀幹部が、「買い取りの原資に財政投融资資金や日銀信用を活用してくれないと、構想は空中分解する」と主張している。⁽⁴⁴⁾『朝日新聞』二九日付朝刊には、「不動産の担保の一部を買い取るにしても、兆円単位の資金がいる（中略）大手都市銀行の幹部は『買い取り機関は、超法規的措置でやるしかない。非常事態なのだから』と言いつつ、自民党にも強力に働きかける構えだ」という記事が掲載されている。さらに『朝日新聞』九月六日付朝刊では、大手信託銀行の幹部も、「バブルを生んだ責任の一端は政策当局にもあるのだから」と、日本銀行の融資や財政投融资などの公的資金の導入を主張している。⁽⁴⁵⁾

このように銀行は公的資金の投入を強く求めていた。先に言及したように、富士銀行相談役の松沢のような銀行界の長老は公的資金投入に反対していたものの、実際の経営状態を知る現役の銀行幹部は、公的資金の必要性を強く認識していたのである。また、一般に政治家との接触を避けてきた銀行が自民党への働きかけを行おうとする姿勢を見せていたことからしても、この当時の銀行の危機感の高まりは相当なものだったと推察される。

それに対して大蔵省と日本銀行は、担保不動産の買い取り機関の設置については、これに協力する姿勢を八月九日に打ち出している。しかし、公的資金の導入については、大蔵省は断固として否定する立場を明確にし、日本銀行も慎重な姿勢をとった。大蔵省首脳は、「買い取りに必要な資金に公的資金を活用することは考えていない」と、公的資金による支援を明確に否定している。三重野総裁も、日本銀行が低利貸し出しなどの形で資金を援助する可能性については、「また、会社を作るのかどうかなど、具体的なことが決まっていない段階なので、検討はし

ていない」と述べ、民間金融機関の出方によって方針を決めるといふ考えを示した。⁽⁴⁷⁾ さらに『朝日新聞』二二日付朝刊では、大蔵省は「民間銀行の取り組むべき問題だから、公的資金の導入を見込んだ議論が最初からあれば、本末転倒」(銀行局)と、公的資金の導入に否定的であり、日本銀行も、日銀貸し出しなどの方法について、消極的な姿勢を変えていない、という記事が掲載されている。また二日には、尾崎護大蔵事務次官が記者会見で、「金融機関はもともとお金を扱っている機関で(お金が足りないということはない上)、プライドというものもある。財政投融资資金を求めてくることはなからう」と、銀行が公的資金の投入を求めてくるのを牽制する発言を行っている。⁽⁴⁸⁾ 『日本経済新聞』一二日付朝刊では、大蔵省は、「投融资資金の性格からして融資先にふさわしくない」と、財政投融资資金の導入に消極的な姿勢を示しており、日本銀行も、「日銀貸し出しは金融機関の資金繰りを補うものであり、不良債権買い取り目的では出せない」といふ姿勢を示していると報じられている。⁽⁴⁹⁾

このように大蔵省は公的資金の投入に断固として反対し、日本銀行も表向きは消極的な姿勢を見せていた。この公的資金論議に政治家が参加し始める。

八月二四日に加藤紘一官房長官は、土地買い取りの原資に公的資金を投入することについて、「民間企業には自助努力が強く求められており、政府が公的資金を投入する段階ではないと信じている」と発言した。⁽⁵⁰⁾ 翌二五日には、森喜朗自民党政調会長が金丸信自民党副総裁の自宅を訪ね、自民党が二八日にまとめる予定の景気対策について意見交換した。この会談で森は、「民間企業の中には、なぜ銀行だけが優遇されるのか、という意見もある。まず銀行が合理化などの努力を行うのが先だ」と、公的資金の投入に難色を示し、金丸も、「慎重に行うべきだ」と応じ、二人は公的資金の導入に慎重な姿勢をとることで一致した。⁽⁵¹⁾ 当時、政界の最高実力者と目されていた金丸の意向が伝わることで、「政府・自民党や銀行業界で大きな争点となったこの問題に、これで『導入せず』の流れができた」⁽⁵²⁾

という。『日本経済新聞』二六日付朝刊も、金丸・森の両者の認識が一致したことで、自民党は公的資金の導入を見送る方針を決めたと報じている。⁽⁵³⁾ さらに二九日には、竹下派の会長代行であった小沢一郎も、「担保不動産の買い取りに公的資金を導入するのであれば、まず、金融機関が自ら財務を公開するなど、自助努力をするべきだ」、「日銀の融資にしても、国民からすれば、なぜ、国民のカネを一業種のために使うのかという気持ちになる。自助努力があつて初めて協力しましょうということになることを経済界は自覚するべきだ」と発言している。⁽⁵⁴⁾

このように自民党の政治家は、公的資金の投入に否定的であつた。自民党は八月二八日に緊急総合経済政策を決め、これを受け政府は、総額が過去最大規模の一〇兆七〇〇億円のほる総合経済政策を決定した。この対策には、公共投資の追加、公共事業用地の先行取得、また後述する証券市場の活性化案などが盛り込まれた。また、銀行による担保不動産の共同買い取り機関の設立支援も盛り込まれた。しかし、公的資金の投入については触れられなかつた。⁽⁵⁵⁾

八月一八日に「金融行政の当面の運営方針」が発表されると、市場は株の売りを止め、様子見に転じた。二八日には政府の総合経済対策がまとまり、日経平均株価は一八〇〇〇円に迫る水準にまで回復した。⁽⁵⁶⁾ この二八日の総合経済対策では、様々な証券市場の活性化策が打ち出された。自社株買い解禁のための法案を準備することや株式投資単位の引き下げ、貸付信託の株式運用規制の緩和、そして後にPKO（プライス・キープینگ・オペレーション）と呼ばれることになる、郵便貯金や年金資金などの公的資金による株式運用の強化などである。この証券市場の活性化策が功を奏して株価が回復したため、多くの関係者は、「ひとまず危機は去った」と胸をなで下ろした。⁽⁵⁷⁾ もっともこの総合経済対策は、株価下落の主要因であつた不良債権問題には手をつけておらず、まさに先送り政策であつたと言えよう。

大蔵省中堅幹部によると、「証券市場対策には証券会社の働き掛けを受けた自民党の意向が相当働いた」。それに引き換え、「銀行には証券会社のような自民党への強力なプッシュがな」かったという。⁽⁵⁵⁾つまり、銀行業界と自民党との関係が疎遠であったことが、公的資金投入が実現しなかった一因であるとも考えられる。

しかしながら宮沢首相は、なおも公的資金の投入にこだわった。八月三〇日に軽井沢で開かれた自民党主催のセミナーで宮沢は、金融機関が担保不動産の買い取り機関の設立を構想していることについて、「金融機関が知恵と金を出し合ってやるのが好ましいが、必要なら公的援助をすることもやぶさかではない」と述べた。⁽⁵⁹⁾

だが宮沢の提案は、自民党内で支持を得られなかった。越智通雄自民党金融問題研究会会長は、「買い取り会社は民間の株式会社なのだから、財政投融资資金など使えないに決まっている」と言って、宮沢の提案を一蹴している。⁽⁶⁰⁾

産業界も、宮沢の発言に対して猛烈に反発した。日本経営者団体連盟（日経連）会長の永野健（三菱マテリアル会長）は九月二日の記者会見で、「公的資金で助けてもらおうというのなら、賃金など経営情報をきちんと公開してもらわなければ、世間は納得しない」と語った。⁽⁶¹⁾この永野の発言に対し、日経連事務局には製造業の経営者などから「よくぞ言ってくれた」という賛辞が寄せられたという。また日本商工会議所（日商）会頭の石川六郎（鹿島会長）や平岩外四経団連会長も、永野の見解に共感を示す発言を行った。⁽⁶²⁾加藤紘一は一九九六年の住専国会で、「九月か一〇月に、宮沢首相は当時の平岩（外四）経団連会長と話し、私も同席した。平岩さんは『銀行がやったことのツケを公的資金で助けるのですか。これについては銀行以外の製造業などの産業界に強い不満があります』とすごい気迫だった」と証言し、⁽⁶³⁾経済界の反対によって宮沢提案が実現されなかったという見解を示している。

この産業界の猛烈な反発の原因としては、何より彼らが、金融機関の危機的な経営状況について十分に理解して

いなかったことが挙げられる。例えば、「特定の業界を公的資金まで使って救済すべきでない」と発言した経済同友会副代表幹事の賀来竜三郎（キャンソ会長）は、「金融機関がつぶれれば恐慌になるというのが脅し文句のように、度重なる金融緩和で銀行の業務利益自体は改善されている。預金保険機構もある。それを過大に言うのは大蔵省と金融機関の癒着の証拠である」とも述べている。⁶⁴この発言から、大半の金融機関が危機的な経営状況に陥っていること、金融機関の破綻処理枠組みが十分に整備されていないことについて、賀来がまったく認識していなかったことが明らかであろう。永野らが言うように、金融機関は自らの経営情報を隠していた。そのため政治家や産業界（非金融界）出身の財界人、そして一般国民も、不良債権問題の深刻さや金融機関の経営悪化の実態を十分には認識しておらず、公的資金の投入に対して感情的に反発したのである。

このように宮沢の提案は不評を買った。これを潰しかかったのが大蔵省であった。田原総一郎によると、この宮沢発言の後、大蔵省は大手銀行の幹部に対して、「公的資金など導入したら、お前ら幹部の首は間違ひなく全部飛ぶ。それがイヤなら、公的資金投入など余計なことだ。必要ないと断れ」と、「執拗に恫喝を加え」という。そのため宮沢発言の五日後、三木三菱銀行常務は朝日新聞の取材に対し、「公的資金に頼る気持ちはない」と述べた。⁶⁵

ただ、三木はこの朝日新聞の取材に対し、「いま現在、民間金融機関でどれだけのことができるかを考えているところで、公的資金は前提にしていない。ただ、総合経済対策で不動産の流動化がうたわれ、それを景気回復の突破口にしようというのだから、機関の規模はできるだけ大きいほうがいいし、そのために民間でどれだけのことができるか、という問題は残る」とも答えており、「将来的な公的資金の活用の可能性には、含みを残した」と報じられている。⁶⁶

九月四日には全国銀行協会（全銀協）会長行の三菱銀行に、大蔵省、日本銀行、銀行幹部の一二人が集まった。担保不動産流動化の具体策を練るための会議で、銀行側からは公的資金の活用を考えるべきだとの声も出たという。だが大蔵省は、慎重な姿勢を変えなかった。⁽⁶⁷⁾ 全銀協会長の若井恒雄三菱銀行頭取は九月八日の記者会見で、不動産の買い取り機関について、当面、民間だけによる設立を目指すとの姿勢を強調した。しかし、買い取り機関には兆単位の原資が必要とも発言している。そこで『朝日新聞』は、「巨額の買い取り原資を民間だけでまかなうことは、『現実的に不可能』という意見が金融界には強い」、「若井会長が『民間主導』での機関設立を強調した背景には、世論の反発を避けながら、まず、買い取り機関を実現させることを優先し、公的資金の導入は『次の段階』とする二段階の戦術がある、とみられる⁽⁶⁸⁾」と推測している。

これに対し大蔵省と日本銀行は、公的資金に否定的な対応をとり続けた。宮沢発言の翌日の八月三十一日に大蔵省首脳は、「公的資金の関与を前提にするのは難しい。まず（金融機関が）自らやることをやるのが第一だ」と述べ、民間主体で担保不動産買い上げ機関の設立を求める政府の姿勢に変更がないことを強調した。⁽⁶⁹⁾ 九月九日の参議院決算委員会では寺村信行銀行局長が、「公的資金については金融機関も大蔵省も検討していない」と述べた。⁽⁷⁰⁾ 日本銀行の三重野総裁は九月一六日の記者会見で、土地買い取り機関に公的資金を導入するかどうかについて、「あらかじめ公的資金を前提には検討を行っていない」と語り、買い取り機関に日銀貸し出しを行うことについても「全く検討していない」と述べた。⁽⁷¹⁾ 大蔵省、日本銀行、銀行幹部の会議も五回、六回と回を重ねるうちに、「あくまでも現行法の枠内」で、「公的資金を使わない」ことが原則として確認されたという。⁽⁷²⁾

それでも宮沢はあきらめない。九月一八日に日本商工会議所通常総会に出席した宮沢は、金融機関の不良債権処理のため「場合によっては、何かの公的支援があってもさしつかえない」と発言した。また、欧米諸国で中央銀行

が経済の円滑な運営のために、やむを得ず市場に介入する例があることを挙げた上で、「もし市場経済が順調に動かない時は、中央銀行が、ごく緊急に、一時的に対応しないとならないことは、ごくごくたまに考えておかないならない問題だろう」とも述べている。⁽⁷³⁾

けれども、一〇月一日に明らかになった担保不動産の買い取り機関の組織の概要によると、買い取り機関の設立当初は公的資金の導入は行わず、設立母体となる金融機関の出資・融資など民間資金だけで運営していくというものだった。これについて大手金融機関の幹部は、「巨額の不良債権を抱える一部住宅金融専門会社などには、弱小の農林系金融機関がかなり融資しており、金融機関が相当の負担を強いられるこの仕組みでは処理しきれない」、「まずは、金融機関が血を流して努力する姿勢を見てもらい、最終的には（公的資金導入について）国民の理解を得ていきたい」と語ったという。⁽⁷⁴⁾

要するに銀行は、公的資金が投入されない買い取り機関では不良債権問題は解決されないことを十分に認識していたのである。しかし、公的資金投入に対して世論や産業界の反発が強く、そして何よりも大蔵省が拒否の姿勢を崩さなかったことから、銀行はひとまず公的資金投入の要請を取り下げた。これ以上表立って公的資金の投入を求めると、経営責任が追及されると考えたからである。しかし、あくまで将来的には公的資金の投入を望む考えに変わりはなかったと思われる。

この時点で金融問題の深刻さを認識し、公的資金が必要だと考えていたのは、銀行の経営者自身（もったも松沢のような長老たちには十分な認識はなかった）と宮沢首相であり、産業界や宮沢以外の政治家は、金融問題の深刻さについて十分に認識していなかったと考えられる。⁽⁷⁵⁾ 確かに世論や産業界の銀行に対する見方は厳しかった。多くの金融機関は、バブル経済期には地上げ屋や仕手筋、暴力団などとするみ、多くの経済犯罪に関与していた。また

バブル崩壊後の不況期においては、リストラに励むことなく、銀行員は高給を貪っていると一般に認識されていた。そのため財界人や政治家が公的資金投入に強く反対するのも当然であったと思われる。しかし、彼らが金融機関の経営状況の深刻さを十分に理解していたならば、この時点であまりに強く公的資金の投入に反対し、世論の公的資金投入への反発を高めてしまうと、将来における公的資金の投入を難しくしてしまうことで、将来に禍根を残すことになると考えたはずである。つまり、将来においては公的資金の投入が避けられないという認識が少しでもあれば、銀行を厳しく批判することで、公的資金投入のハードルを高くすることは、自民党にとっても産業界にとっても好ましくなかったはずである。よって、この時点で自民党や産業界が銀行の経営責任を取り上げ、公的資金の投入に反対したのは、公的資金を投入しなくても不良債権問題は銀行の自助努力によって解決可能だと考えていたためだと推察できる。

なお、宮沢がいかにして金融問題の深刻さを認識したのかについては議論の余地があるが、本人は次のように述べている。すなわち、「九二年八月というのは、私は総理大臣なんですけれども、ずーっと株が下がり続けていました。あのときの底は八月十八日の一万四千三百九円ですね。これは猛烈に危ないなあ、一万四千元を割ったらどうにもできないから、僕は軽井沢から出ていこうと。そして一日市場を止めてもらおうと思っていたんですね」、「そういう風に証券市場がなったということは、明白に日本の金融秩序というものが信頼を失いつつあるということにはかならないと」、「金融システムが痛んでいたのだから株価はあそこまで下がらなかつたんでしょね。非常に不思議な言い方だけど。やっぱり、市場は知っていたとでも言うんでしょうか」、「アドバイスとか参照したものはありません。私は軽井沢で実際、独りでいたわけだから」⁽⁷⁶⁾。この発言からすると、宮沢は個別の金融機関の経営状態を熟知していたというよりは、株式市場の動向から、金融問題を認識したと考えられる。

そして宮沢が一九九二年八月のことを振り返り、「三重野君はさすがに分かっていたし、それに僕は通貨ついでに十分に認識していた。ところが、これまで見てきたように、なぜか日本銀行は、表立っては公的資金の投入に慎重な姿勢をとり続けた。一九九二年一〇月にインタビューを受けた三重野は、「買い取り機関の原資に、公的資金を使うという案はどう思いますか」という問いに対し、「それはやりません。金融機関の自助努力、1つの工夫として（機関設立を）やっているのだから、当然、公的資金は使わない。とくに日銀信用を使うということは、何も検討していない」と断言している。⁽⁷⁸⁾

一〇月三〇日に三菱銀行は、不良債権の担保不動産買い取り会社の最終案を発表した。買い取りの対象は不動産そのものではなく、不動産が担保となっている債権になった。⁽⁷⁹⁾ また「最終案では住専・ノンバンクの不良債権の買い取りは『原則として、支援金融機関の間で、損失分担にかかる合意が形成されているもの』に限定している。ところが、住専の場合、設立母体の金融機関と大口の融資をしている金融機関は別で、総借入額の約4割を、農林系の金融機関が占めるなど、利害関係が複雑だ。『短期間での『合意』などとてもできない』（都市銀行企画部）のが実態だ」。そのため「買い取り会社構想は、住宅金融専門会社（住専）の救済のために浮上したといわれるが、三菱銀行の最終案は『事実上、住専問題を先送りした』というのが、関係者の共通した見方」であった。⁽⁸⁰⁾ 金融界はこの買い取り会社について、「時間稼ぎにしかない」と冷めた見方をしており、公的資金導入までのモラトリアムと認識されていたという。⁽⁸¹⁾

それではなぜ大蔵省は、公的資金の投入に断固として反対し、先送りを選択したのであろうか。日本経済新聞社編『検証バブル 犯意なき過ち』によると、大蔵省が公的資金の投入に反対した理由は二つあるという。第一に、

大蔵省は、公的資金の投入は国民に支持されないと判断したからだという。当時の銀行局幹部は、「黒字で給料も高かったあの当時、銀行に税金を投入することが可能だったとは今も思えない」と語っている⁸²⁾。確かに、不良債権処理に公的資金を投入することに対しては、世論の反発は強く、産業界も政治家も反対していた。

しかしながら大蔵省が、国民の支持がないという理由だけで、必要と考えられる政策を実施するのに反対したとは考え難い。例えば、大型間接税は国民の支持がないにもかかわらず、実施されているからである。大蔵省は大型間接税導入の際に、国民の支持を得るため、マスコミ関係者に間接税の必要性について説明し、官僚自身が広報番組に出演するなど様々なキャンペーンを展開し、さらには政治家に対しても説得活動を行った⁸³⁾。それとは対照的にこの場合、大蔵省はそれに類する努力をまったく行わずに、初めから公的資金投入案を拒絶する姿勢をとっていたのである。しかも八月一七日の場合、宮沢首相自ら東京証券取引所を閉鎖し、国民に金融システム危機を訴え、公的資金を投入すると主張していた。首相が自らの政治生命を賭け、緊急非難的措置をとろうとしていたこの場合において、なぜ大蔵省が国民の支持の有無を心配しなければならなかったのであろうか。

『犯意なき過ち』が挙げる第二の理由は、多数の天下り役員を送り、「大蔵省の直轄会社」とさえ言われた住専の処理に公的資金を使うことになれば、「ただちに行政責任が問題になり、大蔵省が火だるまになることが目に見えていた」というものである⁸⁴⁾。もともと大蔵省は、住専に対する公的資金投入のみに反対したわけではない。宮沢案や三菱銀行案は、住専のみを対象としたものではなかったからである。つまり大蔵省は、金融部門に公的資金が投入されることを嫌ったのである。そしてその理由は、金融部門に公的資金が投入されれば、金融行政を担当する大蔵省の行政責任が追及されることになるからである。大蔵省は証券不祥事の経験から、金融行政において失政が発覚すると、組織解体の危機につながることを認識していた。それゆえ大蔵省は、宮沢首相の政治的決断に抵抗し、

先送り策を選択したのである。

大手銀行の元役員は、公的資金の投入を要請した際に、銀行局幹部が、「大がかりな法律改正につながるようなことはやりたくない。国会になると面倒だ」と語ったと証言している⁽⁸⁵⁾。国会で議論されると、大蔵省の行政責任が追及されるのは必至だったからである。宮沢自身も後に、「最初、大蔵省や金融界の反発はなぜかと思ったが、彼らは責任問題になるのが嫌だったんでしよう」と振り返っている⁽⁸⁶⁾。

第七節 兵庫銀行の救済

一九九二年の春以降、多額の不良債権を抱えていることが金融関係者の間ですでに知られていた兵庫銀行から、大口定期預金が大量に流出し始めた。この預金流出によって兵庫銀行の資金繰りは急速に悪化した。また、兵庫銀行の譲渡性預金(CD)は市場実勢を〇・一〇・二%ポイント上回る金利でないと発行できなくなり、さらに兵庫銀行の経営悪化が進むにつれ、投資家は期間一〜三ヶ月のCDさえ購入しなくなった。そこで兵庫銀行は、コール資金を中心にインターバンク市場で資金をかき集めた。しかし、兵庫銀行のコール市場での資金調達コストは通常の銀行を〇・一〇・一五%ポイント上回り、これは「兵銀レート」と呼ばれた。大手外銀の東京支店長は、「兵銀向けには金利を何%上乗せしても資金を出さない。本店の決済が下りないからだ」と打ち明けている⁽⁸⁷⁾。

こうして兵庫銀行は短期金融市場からも資金調達が困難となり、八月末にも資金ショートしかねない状況に追い込まれた。そこで元大蔵省審議官の山田実社長が住友銀行、日本長期信用銀行、日本興業銀行、日本債券信用銀行の大株主四行に各一〇〇〇億円の支援融資を要請した。しかし、はかばかしい答えはなかった。そのため大蔵省銀行局が、住友銀行と興銀に資金繰り支援への協力を要請した。住友銀行と興銀は、リスクと損失負担がないことを

条件に支援への協力を約束した。さらにこの際、兵銀が資金ショートした場合には、日本銀行の融資に加え、住友銀行、長銀、興銀の上位株主三行が日銀融資を受け、兵銀の株式を担保にその資金を貸し出すという支援スキームが固まった。八月一八日には「金融行政の当面の運営方針」が発表され、株価の下落に歯止めがかり、金融市場に広がっていた不安が薄らいだため、また山田社長が金融市場での資金放出を要請しに回ったこともあり、支援スキームを発動することなく九月を乗り越えた⁸⁸。

しかしながら、兵庫銀行の経営問題が解決したわけではなかった。大手証券アナリストたちは一九九二年九月中決算の数字から判断して、「これが一般のメーカーだったら明らかに倒産」と見ていた⁸⁹。大蔵省は八月下旬に検査に入り、経営内容の把握に乗り出した。そして九月三〇日までの検査結果を踏まえた講評で、大蔵省は兵銀に対し、系列ノンバンクの整理統合、兵銀本体の支店統廃合、不動産の売却、経営陣の刷新を求めた。これを受け兵銀は一〇月七日にノンバンクの再建策をまとめ、取引先金融機関に金利の減免を求めた。しかし七月には「残高維持だけを要請、金利減免は頼まない」と明言していたこともあり、融資銀行側は猛反発した。そこで一〇月一日に社長、会長として兵銀に二二年間君臨した長谷川寛雄会長が引責辞任し、一九日には合理化による本体の再建計画が発表された。一月二二日には元日本銀行仙台支店長の大浦克彦が顧問に迎えられた。けれども、九二年九月中間期に兵銀は無配に転落することが明らかにになり、預金流出は止まらなかった。

日本経済新聞社編『誰が銀行をつぶしたか』によると、金融当局は、一九九二年秋に住友銀行に吸収合併を要請したものの、断られたという⁹⁰。また佐藤章によると、大蔵省は長谷川の退任後、住友銀行に人材の派遣を要請していたという。これは社長含みの派遣要請で、兵庫銀行の面倒を見ることを暗に含んでいた。しかし住友銀行はこの要請を断った⁹¹。兵庫銀行を救済してくれる銀行はなかったのである。

そこで二月中旬に、ついに資金繰り支援のスキームが発動された。このスキームは住友、長銀、興銀の三行に各二〇〇億円の枠を設け、株式を担保にした日本銀行からの借り入れをそのまま兵銀に貸し出す一方、日本銀行も別に六〇〇億円の融資枠を設けるといふもので、一〇〇〇億円以上の資金が兵銀に供与された。兵銀は二月一七日には元大蔵省金融検査官室長の大坪邦夫を顧問に迎え入れた。さらにノンバンク一〇社の最大の債権者である住友信託銀行から金利減免の合意を取り付けることに成功し、二月二五日には「ノンバンク十社の金利減免要請は六―七割の金融機関が受け入れた」と表明した。こうした一連の救済策によって預金流出はひとまず収まった。⁽⁹²⁾

この日本銀行主導の特別緊急融資は「隠れ特融」と呼ばれている。日本銀行と大手行による緊急の「隠れ特融」の発動は、主力行による再建体制が整うまでの太平洋銀行についても検討されていたという。⁽⁹³⁾しかし日本銀行は、「兵銀を特別扱いするつもりはない」と、この緊急融資に日本銀行が参加していたことを公式には否定し、通常の日本銀行貸し付けの範囲内であったと強調している。⁽⁹⁴⁾

だが、これで兵庫銀行の経営危機が解決されたわけではない。大蔵省は元銀行局長の吉田正輝を社長に据えることで、兵銀を再建しようと考えた。一九九三年六月二九日付で山田は退任、吉田が新社長に就任し、顧問の大浦が副社長に、大坪は筆頭専務に就任した。兵庫銀行は完全に大蔵省と日本銀行の「管理銀行」となったのである。元銀行局長が経営の悪化した第二地銀のトップに就くなどということはこれまでは考えられないことであり、大蔵省が兵銀支援に不退転の決意で臨んでいる証拠と見られた。⁽⁹⁵⁾だからといって兵庫銀行の経営状態が改善されるわけはなく、むしろ悪化の一途をたどっていく。

日本銀行は一九九三年一月の調査で、兵庫銀行が実質的に債務超過の状態であると判定しており、危機感を強めていた。⁽⁹⁶⁾けれども、兵庫銀行を救済合併してくれそうな銀行はない。そこで一〇月には大蔵省に対し、兵庫銀行へ

の対応策として、ノンバンクの金利減免を強化するA案と、受け皿となる新銀行を設置し、兵銀をそこへ営業譲渡するB案を提示した。日本銀行はB案を強く推したが、大蔵省はこれを受け入れず、金利減免策がとられることになった。⁽⁹⁷⁾ その際には銀行局が関係金融機関に協力を要請した⁽⁹⁸⁾ こともあり、金利減免の強化には成功した。しかし、二〇〇八年にはノンバンク一〇社の延滞債権をゼロにするという経営改善計画が、実現可能性のないものであることは、その当時から明らかであったという。⁽⁹⁹⁾

この兵庫銀行のケースは、もはや救済合併方式では経営破綻した中小金融機関を処理することはできないこと、そして新しい破綻処理枠組みが必要であることを明瞭に示していた。日本銀行はその対応策として、受け皿機関の設置を考案し、大蔵省に提案している。いくら遅くともこの時点で、大蔵省も新しい破綻処理枠組みが必要であることは理解していたはずである。にもかかわらず大蔵省は、日本銀行の提案を拒否し、日本銀行信用で資金繰りをつけ、元銀行局長をトップに据えることで、兵庫銀行を強引に延命させた。

兵庫銀行と同じく、大蔵省・日本銀行の「管理銀行」となったのが日本債券信用銀行である。一九九二年六月以降、日債銀の金融債の金利が他の長信銀を上回るようになったことは、第四節で論じた。それに対し大蔵省は、長信銀各行に流通利回りで格差がついても金融債の発行条件に格差がつかないよう暗黙の指導を行った。興銀の利金債発行担当者によると、九二年七月には利金債の発行利回り引き下げを検討していた。ところが、黒沢洋頭取から突然「待った」をかけられ、発行条件は据え置きになった。そのためこの担当者は、「興銀に比べて流通利回りの高い(債券価格の低い)日債銀債のことを考えて、トップが大蔵省の意向を配慮したのだろう」と受け止めたという。また、ある日本銀行の幹部は、「日債銀が経営破綻に陥ることはあり得ない」と、ことあるごとに強調していた。そして九三年六月に、元国税庁長官の窪田弘が日債銀の頭取に就任した。このことにより大蔵省の支援体制が

明確になったことで、金融債の流通利回り格差も縮小の方向に向かった。けれども、日債銀の不良債権問題が解決したわけではなかった。⁽¹⁰⁾

しかも、経営に問題があったのは兵庫銀行や日債銀だけではなかった。『日本経済新聞』一九九二年二月一日付夕刊によると、金融制度調査会の作業部会の中間報告で、都市銀行・長期信用銀行・信託銀行が経営破綻先債権と延滞債権の両方を開示する一方で、地銀が破綻先債権だけとされたことについて、関係者が、「地銀上位行だけ先行して延滞債権を開示できないのは、一部の第二地銀などがネックだからです。公表に耐えられない銀行が疑われてガタガタになります」と証言したという。⁽¹⁰⁾つまり、公表できないほど経営内容が悪化した金融機関がいくつもあったということである。したがって、兵銀を救済したような方策でこうした金融機関をすべて救済することなどできないことはわかっていたはずであり、この時期、大蔵省は意図的に金融問題への対応を先送りしたと言える。兵庫銀行救済に関して、『日本経済新聞』の記者座談会では、「関西では系列ノンバンクの破たんて経営の悪化した地銀、第二地銀が相次いだ。金利減免や大蔵省、日銀からの人材派遣、都長銀などからの支援融資を受けた兵庫銀行のほかにも、名前が取りざたされている銀行は多い。その兵銀を横目に見て『早く減免を要請した方が得だ』なんて口走るトップもいる始末。経営者のモラルハザードまで起きている状態だ」という発言がなされている。

大蔵省や日本銀行は、公的資金の投入や預金保険資金の拡充に反対する理由として、金融機関の自助努力を促し、モラルハザードを生じさせないためだと説明してきた。しかし実際には、公的資金を用いた金融破綻処理枠組みの整備や預金保険資金の拡充を実施しないがゆえに、実質的に経営破綻している金融機関を潰すことができずに、経営者のモラルハザードを引き起こしていた。つまり大蔵省や日本銀行の唱える「金融機関の自己責任原則」なるものは、単に公的資金を投入しないための弁明の材料に過ぎなかったのである。

第八節 日本住宅金融第二次再建策

日住金再建に関する一九九二年八月の合意は暫定的なものに過ぎなかった。三和銀行は他の母体行に対して、支援内容は九三年一月に見直し、農林系と長信銀にも金利軽減への参加を求めること、またその際には、融資額の大小によって母体行間の金利減免幅に格差をつけることを約束していた。そのため三和銀行は新たな再建策の策定を開始する。

三和銀行は一〇月に、三和銀行とさくら銀行が一・五%、農林系統が五%程度、その他の銀行が三・二五%にまで金利を減免するという案を大蔵省に提示した。しかし大蔵省は、この程度の金利減免では日住金の再建は難しく、また主力行の三和銀行とさくら銀行がもつと負担を大きくしなければ他行、農林系統とも納得しないと、この案を拒否した。この時、三和銀行は、日住金を実質倒産会社として処理する方法も提示したという。「だが、大蔵省は、金融機関を倒産させたらどんな連鎖が起きるかわからない。それに、日住金は他の住専・ノンバンクの解決モデルだ、潰せないという返事だった。それならば、われわれに主力としての無限責任はない。(貸出残高比率による) 応分の協力をするだけだ。農林系統の説得も民間ではとても無理だ。もう、仕切りは大蔵省に任せるしかなかった」と三和銀行の前田昌宏常務(当時)は証言している⁽¹⁰⁾。

もっとも、この証言を掲載している『ドキュメント住専崩壊』は、この時期の三和銀行と大蔵省との交渉について、次のような説明もしている。すなわち、大蔵省が一〇月に、三和銀行が提示したB案(金利減免案)を拒否した後、「大蔵省は当初の抜本的なA案(分離案)を主張してきたのだった。しかし今度は三和銀行が難色を示した。前述したように、半年で環境は激変していた。金融機関の不良債権は増加の一途を辿っており、ピークが見えなかったこと、分離案はなお時間がかかり、それまで日住金がもたない可能性が大きくなったこと、他母体行の納得

が得られないことから、「三和銀行は「B案しかない」という方針を伝え、「大蔵省もそれを納得した」。また「三和銀行内の担当も仁科（和雄、引用者注）副頭取を外して渡辺（滉、引用者注）頭取直轄体制がとられた。実はA案からB案への切り替わりは、A案だと渡辺頭取の責任問題に波及しかねないという事情もあった」というのである。⁽¹⁰⁾ 寺村信行銀行局長も後に、「当時、日本住宅金融の母体である三和銀行が清算案を準備していたのに、大蔵省が待ったをかけたという指摘がある」という質問に対して、「三和の提案は、法的手続きで整理しようとするのではなく、存続会社と清算会社に分けて時間をかけて再建する内容だった。この案は三和自ら後になって採用できないとして撤回した」と答えている。⁽¹⁰⁾

この二つの説明は食い違っている。前者は、三和銀行が抜本的処理を主張したのに大蔵省がこれを拒否したというもの、後者は、三和銀行が抜本的処理を拒否したというものである。果たしてどちらが事実なのであろうか。前後関係から考えると、筆者には次のように考えるのが自然であるように思われる。

すなわち、大蔵省は一九九二年八月の第一次再建策合意以前には抜本的な分離案を明確に拒否していた。それゆえ、九二年の秋になってから、本気で分離案を実施しようと「改心」したとは考えにくい。そこで大蔵省が分離案を持ち出したのだとしても、それは、この時点では三和銀行も分離案を受け入れはしないだろうと考えた上でのブラフだったと推測できる。つまり大蔵省は、三和銀行にとって受け入れ難い案を提示することで、三和銀行から、日住金の再建案策定の主導権を奪おうとしたのだと考えられる。一方、三和銀行も、自行内の事情もあって、日住金の抜本処理を躊躇するようになっていた。しかし、金利減免による再建策が先送りに過ぎないことも認識していた。そこで三和銀行としては、抜本的な処理策を主張していたものの、大蔵省がこれを拒否し、その結果、再建案の策定は大蔵省に委ねざるを得なかったと説明することで、自身の責任を大蔵省に転嫁しようとしたのだと推測で

き。

大蔵省は一九九三年一月に、母体行〇%、一般行二・五%、農林系統四・五%の金利減免案を確定した。一月二九日に寺村銀行局長と渡辺滉三和銀行頭取が会談し、「①金融システムを守るために、三和銀行は日住金の再建に協力するものであり、メインバンクとしての責任で金利〇%に同意するものではない。②金融システムを守るためには大蔵省が先頭に立って住専問題の決着にあたる」ということで合意した。これ以後、大蔵省と三和銀行は連携を密にして、他の母体行の説得にあたるようになる⁽¹⁰⁾。というのも、主力行としての責任を負いたくない三和銀行と、農林系統を説得するために母体行に大きな負担を負わせたい大蔵省との利害が、ここで一致したからである。

実はこの最終案は、銀行局が母体行とは何の相談もしない一方、農林水産省経済局と農林中央金庫（農林中金）の首脳とは何度も交渉を行った上で策定されたものであった。そして日住金への支援条件は、そのまま他の住専六社にも適用されることになっていた⁽¹¹⁾。この交渉で、母体行が〇%、他の金融機関が二・五%、農林系統が四・五%まで金利を減免すること、日住金の再建にあたっては母体金融機関が責任を持って対応していくこととし、大蔵省は農林系統にこれ以上の負担をかけないよう責任を持って母体金融機関を指導していくこと、また資金の返済にあたっては農林系統から優先的に行うこと、さらに日本銀行が農林中金に対して必要な資金の融通を行うことが決められた。この内容の覚書が、二月三日に寺村銀行局長と真鍋武紀農水省経済局長との間で交わされた⁽¹²⁾。大蔵省はその内容を母体金融機関に押し付けようとしたのである。

一九九三年一月二一日から、大蔵省は母体行に対し、一〇年を期間とする日住金の再建策を伝え始めた。その際、大蔵省は母体行に、金利を一律ゼロとすること、返済資金ができた場合には農林系統へ優先弁済すること、再建計画を母体行が責任を持って遂行するという念書を農林系統へ提出すること、ニューマネー六〇二億円を母体行が残

高比率に応じて融資すること、の四項目を受け入れるよう求めた。この内容に多くの母体行は激しく反発した。母体行は、主力行と他の母体行の負担が同じという点を強く批判し、三和以外の母体行に対する支払い金利を〇・五%か一%にするなど、格差をつけるよう主張した。「そうしなければ、今後、三和が日住金の主力行としての責任の所在をあやふやにしてしまうと危ふんだからだ」⁽¹⁰⁾。

日住金の資金繰りは苦しくなっていた。大蔵省は、金利減免案が実施できなければ日住金は債務超過に陥り、抵当証券の取り付け騒ぎも起きかねないと考えた。そのため、何としてもこの再建策をまとめようとし、二月二四日に第一回目の母体行会議が開かれた。他の母体行は三和銀行の主力責任を追及し、一律金利ゼロは認められないと主張した。だが、これは「ガス抜き」であり、二六日の第二回目の母体行会議で、大蔵省は強引に決着を図った。出席者は一二時間、軟禁状態におかれ承諾を求められた。承諾しようとしないう銀行に対しては、大蔵省がその銀行の経営者に電話をかけ、「この会議がまとまらずに信用秩序が崩壊したら、お前の銀行のせいだ」などと圧力をかけたという。大蔵省は二五日に、ニューマネーの融資比率では主力責任を高めるために三和の比率を二九%から三九%に上げるなど、再建策に若干の修正を施した。しかし、基本的には農林系統との合意案を修正することはなかった。母体行は大蔵省の再建案をやむを得ず受け入れた。⁽¹¹⁾

もともと大蔵省は、母体行に農林系統との約束をすべて押し付けることができたわけではない。当初大蔵省は、母体行が責任を持って第二次再建計画を遂行する旨を「念書」で文書化し、農林系統宛に提出するよう求めた。しかし母体行は抵抗した。そこで二六日の母体行会議には浜田恵造中小金融課金融会社室長が、銀行に提出を求める文書の性格について、以下の回答を寄せた。「一、『念書』ではない。法的拘束力は持たない。農林系統にも保証となるような性格の文書は出せないと行ってある」。「二、一〇ヵ年再建計画作成に当たって当局宛の報告を兼ねて、

母体行の仕振りを表した文書であり、併せて当局へのお願いの趣旨を盛り込んだものである。」「三、銀行名のゴム印でよく、代表者名や朱印は不要である。」「四、宛て先も農林系統ではなく、大蔵省銀行局御中でよい。」「これを受け母体行は、「ご当局の指導のもと、全金融機関一致しての支援を踏まえた上で、金融システム安定化の観点から、再建計画に沿って責任をもって対応してまいります所存でありますので、ご当局においても、よろしくご理解ご助言のほど、お願い申し上げます」という文面の書面を大蔵省銀行局に提出した。⁽¹¹⁾

母体行は、この書面で農林系統の元本を保証したつもりなどまるでなかった。しかし農林中金の首脳は、「覚書と念書によって、将来にわたって農林系統の元本ロスはさせない確約だと確信した。覚書と念書は全国の系統に流した。それがなければ、あんな第二次再建計画で全国の系統、農協をまとめられるわけがない」と語っている。大蔵省は、それがどのように使われるのかを十分に認識しながら、「覚書」と「念書」を農水省に渡したのである。⁽¹²⁾

しかもこの再建計画も、金利減免で一時的に債務超過を免れようとするだけのもので、典型的な先送り政策であった。多くの母体行はこの再建計画について、「債務超過にしないために積み上げた数字ばかり。検討するに値しない」と、その杜撰さにあきれていたというし、三和を除く母体行八行は、抵当証券を償還するためのニューマナーの融資について、「再建の見込みもない企業に新規融資するわけにはいかない。主力の三和銀行一行で融資すればいい」と抵抗したという。⁽¹³⁾ ある母体行の幹部は、「それで再建できるとはだれも考えていなかった」と語り、また「合意したのは大蔵省が圧力をかけてきたためで、問題点の多いこんな計画は普通なら絶対のめない」と打ち明けた母体行幹部もいた。⁽¹⁴⁾ 当の大蔵省の幹部でさえ、「再建計画は緊急の生命維持装置」とたとえていた。⁽¹⁵⁾ 銀行局長の寺村ですら、一九九三年春の時点で、「住専はつぶすのがいいと思っていたが、金融機関への影響や政治問題化する可能性などを考えると、つぶす方がコストがかかるという結論になった」、「住専がこれに将来にわたって

生き延びられるとは思っていない」と述べていた。寺村自身、「この時点で住専の破たんは避けられず、再建計画は問題の先送りにすぎないことを認識していた」のである。⁽¹⁰⁾

それではなぜ大蔵省は、これほどまで強引に日住金の第一次再建策をまとめたのか。まず経済的な理由から見ておくと、すでに論じたように抵当証券の問題があった。ある金融関係者は、「九三年三期末までの抵当証券の償還資金六百二億円を母体九行が融資することになったのがミソだ」と指摘している。抵当証券の償還は毎月行われるのだが、日住金の場合、一九九三年一月末の段階で「このままでは二月以降の償還資金の手当てがつかない」とささやかれていた。「個人向け金融商品である抵当証券が償還不能となれば、銀行預金の取り付けと同様に、金融恐慌の引き金となることを、大蔵省は懸念したわけだ」。大蔵省幹部も、「株価の値上がりを期待して投資したワラント（新株引受権）なら、値下がりでも紙くずになっても投資家責任ということがいえる。しかし抵当証券については投資家は元本保証と買って買っている」と語っている。⁽¹¹⁾

また大蔵省銀行局は、「へたに住専をつぶせば、長信銀、信託が経営危機に陥る」と懸念していた。長期信用銀行と信託銀行の住専向け貸し出しは大きく、住専が破綻した場合、その経営体力に比して損失負担は過大なものになると考えられたからである。⁽¹²⁾

しかしなぜ大蔵省は、農水省および農林系統と先に交渉を行い、彼らの合意をとりつけた上で銀行にその合意を押し付けるといふ手順をとったのであろうか。湯谷昇羊・辻広雅文は、大蔵省が住専の法的整理を選択しなかったがゆえに、再建案が農林系統に有利なものになったのだと論じる。すなわち、一九九二年五月に大蔵省は、抜本的な分離案ではなく金利減免案を採用した。その際に農林系統は、母体行の経営責任と大蔵省の監督責任を追及し、融資を引き上げると迫って、金利減免に抵抗した。「なんとか再建計画をまとめた大蔵省は、貸出残高維持を懇

願しなければならぬ弱い立場に置かれた。大きな借りをつくってしまった。だから再建案が農林系統に有利になつたのである」。「このとき大蔵省は、清算——法的整理——の選択をすべきだつたのだ。不良債権処理の鉄則は早期解決である。時間がたてばたつほど、損失は雪だるま式に増えるからである。同時に、法的整理は「戦略」としても有効だつたらう。法的整理を主張し続けられ、攻守の立場は入れ替わつたはずだ。最大の打撃を受けるのは農林系統だからである。恐らく農林系統は法的整理を嫌い、その結果、再建策では全く違う条件をのまざるをえなかつただろうし、その後の展開も全く異なつたものになつたはずだ」。それ以後、九三年一月にも「法的整理に踏み切るチャンスはあつた」。しかし「最初から借りをつくつてしまつた大蔵省は、一段と深みに嵌まつた」。結局、大蔵省は農林系統にさらに譲歩せざるを得なくなり、九五年末には財政資金を投入せざるを得なくなつた。「結末は、九二年五月と九三年一月にあらかじめ決まつていたのである」⁽¹²⁾。

大蔵省は法的整理を拒否し続けた。確かに、「九二―九三年頃は、法的整理をすれば、抵当証券に取付け騒ぎが起きかねないという難しい事情もあつた」。しかし大蔵省は、「破綻処理のルール整備にもなかなか手をつけなかつた。破綻処理ができない環境をつくりあげていたのは大蔵省自身なのである」⁽¹²⁾。この湯谷昇羊と辻広雅文の指摘は的確である。

もっとも大蔵省が農林系統の合意を得るのに固執したのは、やはり農林系統の政治的影響力の大きさを恐れたためだと考えられる。法的整理に踏み切り、農林系統に多額の損失が生じた場合、これが政治問題化することは間違いない。しかも住専は大蔵省の直轄会社で、多数の大蔵OBが経営陣に天下っており、大蔵省の責任が追及されるのは必至であつた。それゆえ大蔵省は、住専問題が政治問題化しないよう、当事者間で解決する必要があつた。先に引用した寺村の「住専はつぶすのがいいと思つていたが、金融機関への影響や政治問題化する可能性などを考え

ると、つぶす方がコストがかかるという結論になった」という発言が、このことを示している。けれども、それは抜本的な措置を実施することは不可能であり、先送り策とならざるを得なかったのである。

日住金に追隨して、他の住専六社も、一九九三年四月から六月にかけてほぼ同様の枠組みの再建計画を相次いで作成した¹²⁶⁾。どれも日住金と同様の先送り策であった。

しかも大蔵省は先送りと認識しながらも、住専問題は解決されたとの立場をとった。第二次再建策が決定した際に尾崎事務次官は、「計画の終了後には金利減免などの措置は必要ないと聞いており、暫定的な再建計画ではないと理解している」と語っている¹²⁷⁾。一九九四年初めには、大蔵省官房検査部の主任検査官であった高橋洋一が、「住専向け債権の有税引き当て容認」という案を独自に練り上げ、ひそかに銀行局と交渉した。しかし銀行局は、「引当処理なんてとんでもない。損失発生を想定していない再建策と矛盾する」として、この案を拒否した。「銀行局は体力のある銀行だけが償却に踏み切れば、体力のない銀行との格差が広がるだけでなく、償却の事実が外部に漏れた場合に再建策崩壊のイメージが増幅されると懸念した」のである¹²⁸⁾。ある上位都銀の副頭取は、すでに九三年の時点で「住専向け貸出金については、できる限り早く引当金を積みみたい」と語っていた¹²⁹⁾。実際にある銀行は、不良債権処理を急ぐために、住専向け融資の間接償却を申し出たという。しかし大蔵省は、これを認めなかった¹³⁰⁾。

『週刊ダイヤモンド』一九九四年二月五日号は、「大蔵省は再建計画の枠組を維持することを最優先し、特別な処理方策を考えているようには見えない。問題を先送りしている間に銀行界の体力が失われていくことも、一向に氣にとめていない」と論じている¹³¹⁾。

なお住専に関する銀行局長と農水省経済局長との間の「覚書」には、日本銀行が農林中金に対し必要な資金の融通を行うという項目が入れられた。この際、小山嘉昭銀行局審議官は本間忠世信用機構局長に対し、覚書の全体は

見せず、日本銀行が農林中金へ資金を融通するという項目だけを送りつけ、事後承諾を求めたという。ところが本間は、この通告を拒否した。すると大蔵省は日本銀行の反対を無視して、この項目を原案通りに残した。本間は激怒し、「本行はこの件について、一切かわり知らぬこととしたい」と申し入れた⁽¹⁰⁾。しかし、日本銀行は否定しているものの、農林中金に対する日銀貸し出しは実際に増額された⁽¹¹⁾。したがって日本銀行は、覚書の全体の内容は知らなかったとはいえ、農林中金への日銀貸し出しを増やすことで、住専処理の先送りに、事後的に加担したと言える。それでは日本銀行も、大蔵省と同じく金融問題の先送りを望んでいたのであろうか。そうではなく日本銀行はこの時期、金融問題に対して抜本的な対応策を実施するよう大蔵省に要請していたのである。

【付記】本研究は、平成一五〜一七年度文部科学省科学研究費補助金(若手研究(B) 研究課題「日本とアメリカの金融政策と労働政治の比較研究」 課題番号 一五七三〇〇七四)による研究成果の一部である。

- (1) 湯谷昇羊・辻広雅文『ドキュメント住専崩壊』ダイヤモンド社、一九九六年、二二―四頁。
- (2) 『日本経済新聞』一九九二年一月一八日付朝刊。
- (3) 『朝日新聞』一九九一年一〇月二四日付朝刊。
- (4) 『日本経済新聞』一九九二年二月一八日付朝刊。
- (5) 『日本経済新聞』一九九二年三月二〇日付朝刊、三月二六日付朝刊。
- (6) 『日本経済新聞』一九九二年五月二日付朝刊。
- (7) 『日本経済新聞』一九九二年五月二四日付朝刊。
- (8) 『日本経済新聞』一九九二年五月二五日付朝刊。
- (9) 湯谷昇羊・辻広雅文、前掲『ドキュメント住専崩壊』、二二―二七頁。
- (10) 湯谷昇羊・辻広雅文、前掲『ドキュメント住専崩壊』、三三―三四頁。

- (11) 湯谷昇羊・辻広雅文、前掲『ドキュメント住専崩壊』、二三、二七頁。
- (12) 湯谷昇羊・辻広雅文、前掲『ドキュメント住専崩壊』、二七―二八頁。
- (13) 湯谷昇羊・辻広雅文、前掲『ドキュメント住専崩壊』、二九―三二頁。
- (14) 『日本経済新聞』一九九二年八月二八日付朝刊。
- (15) 『日本経済新聞』一九九二年八月二一日付朝刊。
- (16) 『日本経済新聞』一九九二年八月二二日付朝刊。
- (17) 『日本経済新聞』一九九二年八月二八日付朝刊。
- (18) 『日本経済新聞』一九九二年八月二八日付朝刊。
- (19) 『日本経済新聞』一九九二年八月二八日付朝刊。
- (20) 『日本経済新聞』一九九二年八月三日付朝刊。
- (21) 『日本経済新聞』一九九二年七月二七日付朝刊。
- (22) 『日本経済新聞』一九九三年一月二六日付朝刊。
- (23) 『日本経済新聞』一九九二年八月三日付朝刊。
- (24) 『日本経済新聞』一九九二年八月三日付朝刊。
- (25) 『日本経済新聞』一九九二年八月二二日付朝刊。
- (26) 金融・証券問題研究会編『平成の鬼平三重野康日銀総裁は日本経済を滅ぼしたのか』すばる書房新社、一九九二年、二七―一八頁。
- (27) 『日本経済新聞』一九九二年四月一〇日付朝刊。
- (28) 『日本経済新聞』一九九二年四月二四日付朝刊。
- (29) 『日本経済新聞』一九九二年四月二四日付朝刊。
- (30) 日本経済新聞社編『銀行不倒神話の崩壊』日本経済新聞社、一九九三年、四四頁。
- (31) 『朝日新聞』二〇〇二年一月一七日付朝刊。
- (32) 『日本経済新聞』一九九二年七月二八日付朝刊。

- (33) 『朝日新聞』一九九二年七月二九日付朝刊。
- (34) 『日本経済新聞』一九九二年八月二二日付朝刊。
- (35) 『日本経済新聞』一九九二年七月二八日付夕刊。
- (36) 日本経済新聞社編『検証バブル 犯意なき過ち』日本経済新聞社、二〇〇〇年、一一五―一一六頁。
- (37) 日本経済新聞社編、前掲『検証バブル 犯意なき過ち』、一〇―一一頁。後に宮沢が公的資金の投入を示唆する発言を行った際には、松沢は宮沢に直接、「こういうことに政府や日銀にかかわってもらって、あとにいろんな累を及ぼすから反対だ」と言ってきたと宮沢は証言している。『朝日新聞』一九九六年二月七日付朝刊。
- (38) 日本経済新聞社編、前掲『検証バブル 犯意なき過ち』、六一―七頁。
- (39) 日本経済新聞社編、前掲『検証バブル 犯意なき過ち』、四―八頁。
- (40) 日本経済新聞社編、前掲『検証バブル 犯意なき過ち』、一一―一二頁。
- (41) 『朝日新聞』一九九二年八月二〇日付朝刊。
- (42) 『朝日新聞』一九九二年八月二〇日付朝刊。
- (43) 『朝日新聞』一九九二年八月二一日付朝刊。
- (44) 『日本経済新聞』一九九二年八月二二日付朝刊。
- (45) 『朝日新聞』一九九二年八月二九日付朝刊。
- (46) 『朝日新聞』一九九二年九月六日付朝刊。
- (47) 『朝日新聞』一九九二年八月二〇日付朝刊。
- (48) 『朝日新聞』一九九二年八月二二日付朝刊。
- (49) 『日本経済新聞』一九九二年八月二二日付朝刊。
- (50) 『朝日新聞』一九九二年八月二五日付朝刊。
- (51) 『朝日新聞』一九九二年八月二六日付朝刊。
- (52) 『朝日新聞』一九九三年三月二〇日付朝刊。
- (53) 『日本経済新聞』一九九二年八月二六日付朝刊。なお金丸は、この二日後の二七日、一九九〇年の総選挙の前に東京

佐川急便の渡辺広康元社長から五億円の献金を受けていたことを認め、この責任をとって副総裁を辞任することを表明する。

- (54) 『朝日新聞』一九九二年八月三〇日付朝刊。
- (55) 『朝日新聞』一九九二年八月二八日付夕刊、八月二九日付朝刊。
- (56) 日本経済新聞社編、前掲『検証パブル 犯意なき過ち』、八頁。
- (57) 日本経済新聞社編、前掲『検証パブル 犯意なき過ち』、八頁。
- (58) 『日本経済新聞』一九九二年九月二二日付朝刊。
- (59) 『朝日新聞』一九九二年八月三一日付朝刊。
- (60) 日本経済新聞社編、前掲『銀行不倒神話の崩壊』、一八七頁。
- (61) 『日本経済新聞』一九九二年九月三日付朝刊。
- (62) 『日本経済新聞』一九九二年九月九日付朝刊。
- (63) 湯谷昇羊・辻広雅文、前掲『ドキュメント住専崩壊』、四一頁。
- (64) 『日本経済新聞』一九九二年九月四日付朝刊。
- (65) 田原総一郎『巨大な落日——大蔵官僚、敗走の八百五十日』文藝春秋、一九九八年、二五〇—二五二頁。『朝日新聞』一九九二年九月五日付朝刊から、より正確に引用すると、次の通りである。記者「確認しますが、最初から公的資金をあてにしているわけではないということですか。」三木「そうだ。ただ、業界にもいろんな意見はあることは事実だ」記者「国民の間には、銀行は税金をあてにしている、とみている人も多いのですが。」三木「そうしたものは、あてにしている」。
- (66) 『朝日新聞』一九九二年九月五日付朝刊。
- (67) 日本経済新聞社編、前掲『検証パブル 犯意なき過ち』、一七頁。
- (68) 『朝日新聞』一九九二年九月九日付朝刊。
- (69) 『日本経済新聞』一九九二年九月一日付朝刊。
- (70) 『朝日新聞』一九九二年九月九日付夕刊。

- (71) 『朝日新聞』一九九二年九月一七日付朝刊。
- (72) 日本経済新聞社編、前掲『検証バブル 犯意なき過ち』、一七頁。
- (73) 『朝日新聞』一九九二年九月一九日付朝刊。
- (74) 『朝日新聞』一九九二年一〇月二日付朝刊。
- (75) ただし、自民党の津島雄二政務調査会副会長は、一〇月二日に講演で、住宅金融専門会社や農林系金融機関などの救済には公的資金を用いるべきだとし、買い取り機関自体への公的支援の可能性についても言及している。津島は担保不動産買い取り機関構想を最初に提案した一人だとも言われており、金融問題の深刻さについてかなりの程度、認識していたものと思われる。『朝日新聞』一九九二年一〇月二三日付朝刊を参照のこと。
- (76) 日本経済新聞社編、前掲『検証バブル 犯意なき過ち』、七七―八一頁。
- (77) 日本経済新聞社編、前掲『検証バブル 犯意なき過ち』、八〇頁。
- (78) 『朝日新聞』一九九二年一〇月二五日付朝刊。
- (79) 『朝日新聞』一九九二年一〇月三〇日付夕刊。
- (80) 『朝日新聞』一九九二年一〇月三一日付朝刊。
- (81) 『日本経済新聞』一九九二年一二月一日付朝刊。
- (82) 日本経済新聞社編、前掲『検証バブル 犯意なき過ち』、一二頁。
- (83) 加藤淳子『税制改革と官僚制』東京大学出版会、一九九七年、一三九頁、植草一秀『日本の総決算』講談社、一九九九年、五〇―五一頁。
- (84) 日本経済新聞社編、前掲『検証バブル 犯意なき過ち』、一二頁。
- (85) 『朝日新聞』二〇〇二年一二月一五日付朝刊。
- (86) 毎日新聞特別取材班『住専のウソが日本を滅ぼす——「これでいいのか! どうする日本」』毎日新聞社、一九九六年、一三二頁。
- (87) 日本経済新聞社編、前掲『銀行不倒神話の崩壊』、一〇―一三、四〇―四二頁。
- (88) 日本経済新聞社編『銀行淘汰——三菱・東京合併の衝撃』日本経済新聞社、一九九五年、一八六―一八七頁。

- (89) 日本経済新聞社編、前掲『銀行不倒神話の崩壊』、一〇頁。
- (90) 日本経済新聞社編『誰が銀行をつぶしたか——ドキュメント関西金融の破綻』日本経済新聞社、一九九六年、一一二頁。
- (91) 佐藤章『ドキュメント金融破綻』岩波書店、一九九八年、二六四頁。
- (92) 日本経済新聞社編、前掲『銀行淘汰』、一八七—一九二頁。
- (93) 日本経済新聞社編、前掲『銀行不倒神話の崩壊』、一四—一五頁。
- (94) 『日本経済新聞』一九九二年二月一八日付朝刊。
- (95) 日本経済新聞社編、前掲『銀行淘汰』、一九〇—一九二頁。
- (96) 日本経済新聞社編『金融迷走の10年——危機はなぜ防げなかったのか』日本経済新聞社、二〇〇〇年、一一九頁。
- (97) 西野智彦『検証 経済暗雲——なぜ先送りするのか』岩波書店、二〇〇三年、一〇九—一一六頁。
- (98) 西野智彦、前掲『検証 経済暗雲』、一一六頁。
- (99) 佐藤章、前掲『ドキュメント金融破綻』、二六—二六三頁。
- (100) 日本経済新聞社編、前掲『銀行不倒神話の崩壊』、二〇—二二頁。
- (101) 『日本経済新聞』一九九二年二月一〇日付夕刊。
- (102) 『日本経済新聞』一九九二年二月三一日付朝刊。
- (103) 湯谷昇羊・辻広雅文、前掲『ドキュメント住専崩壊』、五〇頁。
- (104) 湯谷昇羊・辻広雅文、前掲『ドキュメント住専崩壊』、四二—四三頁。なお、ここでのA案、B案については、第五節を参照のこと。
- (105) 『日本経済新聞』一九九六年二月二日付朝刊。西野智彦も、一九九二年二月二日付の銀行局メモを引用して、三和銀行がA案を撤回したとしている。西野智彦、前掲『検証 経済暗雲』、四九頁、注一七。
- (106) 湯谷昇羊・辻広雅文、前掲『ドキュメント住専崩壊』、四三—四四頁。
- (107) 湯谷昇羊・辻広雅文、前掲『ドキュメント住専崩壊』、九八—九九頁。
- (108) 覚書は、日本経済新聞社編、前掲『金融迷走の10年』、八三—八四頁、に掲載されている。

- (109) 湯谷昇羊・辻広雅文、前掲『ドキュメント住専崩壊』、四八―四九頁。
- (110) 湯谷昇羊・辻広雅文、前掲『ドキュメント住専崩壊』、五一―五四頁。
- (111) 湯谷昇羊・辻広雅文、前掲『ドキュメント住専崩壊』、六〇―六一頁。
- (112) 湯谷昇羊・辻広雅文、前掲『ドキュメント住専崩壊』、六三頁。
- (113) 湯谷昇羊・辻広雅文、前掲『ドキュメント住専崩壊』、五六頁。
- (114) 『日本経済新聞』一九九三年三月三日付朝刊。
- (115) 毎日新聞特別取材班、前掲『住専のウソが日本を滅ぼす』、一二九頁。
- (116) 『日本経済新聞』一九九三年三月三日付朝刊。
- (117) 湯谷昇羊・辻広雅文、前掲『ドキュメント住専崩壊』、一一〇頁。
- (118) 『朝日新聞』一九九六年一月二三日付朝刊。
- (119) 日本経済新聞社編、前掲『銀行不倒神話の崩壊』、一八―一九頁。
- (120) 日本経済新聞社編、前掲『金融迷走の10年』、四八頁。住専を担当した金融当局者は、「住専は農協問題と思われがちだが、同時に長信銀・信託問題でもあった。そこからシステミック・リスクが発生することは避けなければならない」と思っていた」と証言している。西野智彦、前掲『検証 経済暗雲』、六五頁。
- (121) 湯谷昇羊・辻広雅文、前掲『ドキュメント住専崩壊』、iii―iv頁。
- (122) 湯谷昇羊・辻広雅文、前掲『ドキュメント住専崩壊』、vii―viii頁。
- (123) 日本経済新聞社編、前掲『銀行淘汰』、二〇四―二〇五頁。
- (124) 『日本経済新聞』一九九三年二月二七日付朝刊。
- (125) 日本経済新聞社編、前掲『金融迷走の10年』、四八―四九頁。
- (126) 『日本経済新聞』一九九三年八月二四日付朝刊。
- (127) 湯谷昇羊・辻広雅文、前掲『ドキュメント住専崩壊』、八四頁。
- (128) 湯谷昇羊・辻広雅文、前掲『ドキュメント住専崩壊』、八四頁。
- (129) 西野智彦、前掲『検証 経済暗雲』、七九―八〇頁。

(130) 山脇岳志『日本銀行の真実——さまよえる通貨の番人』ダイヤモンド社、一九九八年、一三五―一三六頁。